

令和5年2月2日

令和5年登米市議会定例会 2月定期議会 議案

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	7
同意第1号	固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについて	8
同意第2号	固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについて	9
同意第3号	固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについて	10
議案第2号	令和4年度登米市一般会計補正予算（第10号）	別冊
議案第3号	令和4年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	別冊
議案第4号	令和4年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	別冊
議案第5号	令和4年度登米市介護保険特別会計補正予算（第5号）	別冊
議案第6号	令和4年度登米市土地取得特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第7号	令和4年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第8号	令和4年度登米市水道事業会計補正予算（第7号）	別冊
議案第9号	令和4年度登米市下水道事業会計補正予算（第5号）	別冊
議案第10号	令和4年度登米市病院事業会計補正予算（第7号）	別冊
議案第11号	令和4年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第4号）	別冊
議案第12号	令和5年度登米市一般会計予算	別冊
議案第13号	令和5年度登米市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第14号	令和5年度登米市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第15号	令和5年度登米市介護保険特別会計予算	別冊
議案第16号	令和5年度登米市土地取得特別会計予算	別冊

議案第17号	令和5年度登米市宅地造成事業特別会計予算	別冊
議案第18号	令和5年度登米市水道事業会計予算	別冊
議案第19号	令和5年度登米市下水道事業会計予算	別冊
議案第20号	令和5年度登米市病院事業会計予算	別冊
議案第21号	令和5年度登米市老人保健施設事業会計予算	別冊
議案第22号	登米市米山農村総合管理施設条例を廃止する条例について	11
議案第23号	登米市犯罪被害者等支援条例の制定について	12
議案第24号	登米市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について	15
議案第25号	登米市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について	16
議案第26号	登米市手数料条例の一部を改正する条例について	18
議案第27号	登米市基金条例の一部を改正する条例について	20
議案第28号	登米市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	21
議案第29号	登米市児童厚生施設条例の一部を改正する条例について	22
議案第30号	登米市登米地場産業振興の館条例の一部を改正する条例について	23
議案第31号	登米市道路占用料条例の一部を改正する条例について	25
議案第32号	登米市下水道条例の一部を改正する条例について	31
議案第33号	登米市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	33
議案第34号	登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	35
議案第35号	登米市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について	36
議案第36号	登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	39
議案第37号	登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	41

議案第38号	登米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	42
議案第39号	字の区域を新たに画することについて	44
議案第40号	市道路線の認定、廃止について	46
議案第41号	令和4年度登米市病院事業会計資本剰余金の処分について	51

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和5年2月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

氏名	千葉 幸毅
住所	登米市東和町

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和5年2月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

氏名	主藤 安子
住所	登米市東和町

同意第1号

固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めること
について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年2月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

氏名	阿部 篤雄
住所	登米市津山町

同意第2号

固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めること
について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年2月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

氏名	菅原 祐子
住所	登米市中田町

同意第3号

固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めること
について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年2月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

氏名	開発 育子
住所	登米市迫町

議案第 22 号

登米市米山農村総合管理施設条例を廃止する条例について

登米市米山農村総合管理施設条例（平成17年登米市条例第163号）を廃止するものとする。

令和5年2月2日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市米山農村総合管理施設条例を廃止する条例
登米市米山農村総合管理施設条例（平成17年登米市条例第163号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 23 号

登米市犯罪被害者等支援条例の制定について

登米市犯罪被害者等支援条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 2 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の軽減及び回復を図り、もって犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等により犯罪被害者等が直接受ける被害の後に、差別的言動、インターネット等による^{ひぼう}誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、経済的な損失その他の被害をいう。
- (4) 市民等 市内に居住、通勤又は通学している者及び市内において事業活動を行っているものをいう。
- (5) 関係機関等 国、宮城県その他の地方公共団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 犯罪被害者等の支援は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない

ない。

- (1) 犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- (2) 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられること。
- (3) 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、当該犯罪被害者等の立場に立った必要な支援を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する各種施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、二次的被害を防止し、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、この条例に定める支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第7条 市は、犯罪被害者等に対し、規則で定めるところにより見舞金を支給することができる。

(安全の確保)

第8条 市は、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害及び二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、関係機関等と連携した防犯の指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第9条 市は、犯罪被害者等の支援及び二次的被害の防止について、市民等の理解を深めるための広報及び啓発に努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第7条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した犯罪等による被害について適用する。

議案第 24 号

登米市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 の一部を改正する条例について

登米市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年登米市条例第10号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年2月2日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する
条例

登米市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年登米市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「、登米市個人情報保護条例（平成 17 年登米市条例第 18 号）を遵守し」
を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 25 号

登米市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する 条例について

登米市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年登米市条例第19号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年2月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
登米市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年登米市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 登米市情報公開条例（平成17年登米市条例第17号）第19条第1項並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項及び登米市議会個人情報保護条例（令和4年登米市条例第39号）第45条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、登米市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 諮問庁 次に掲げるものをいう。

ア 登米市情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関のうち、同条例第19条第1項の規定により諮問した実施機関

イ 登米市個人情報保護法施行条例（令和4年登米市条例第33号）第2条第2項に規定する実施機関のうち、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問した実施機関

ウ 登米市議会個人情報保護条例第45条第1項の規定により諮問した議長
第2条第2号中「情報公開条例」を「登米市情報公開条例」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 保有個人情報 次に掲げるものをいう。

ア 法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定

等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）

イ 登米市議会個人情報保護条例第20条第5号ア、第35条第1項又は第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（同条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）

第7条第1項中「実施機関の職員」を「諮問庁の職員（第2条第1号ウに規定する諮問庁が諮問する場合にあっては、議会事務局の職員をいう。以下同じ。）」に、「自己情報」を「保有個人情報」に改め、同条第2項中「実施機関」を「諮問庁」に改め、同条第5項中「実施機関」を「諮問庁」に、「自己情報」を「保有個人情報」に改め、同条第6項中「実施機関」を「諮問庁」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の登米市情報公開・個人情報保護審査会条例の規定による調査審議に係る登米市情報公開・個人情報保護審査会条例第4条第5項に規定する委員（委員であった者を含む。）の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 26 号

登米市手数料条例の一部を改正する条例について

登米市手数料条例（平成17年登米市条例第71号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年2月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 登米市手数料条例（平成17年登米市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

し尿収集運搬処分手数料	67円	10リットル（キログラム）につき。ただし、手数料を算出する基礎となる数量が100リットル（キログラム）に満たないときは、100リットルとみなす。またし尿処分手数料（使用許可を与えられた市外の者）に係るもので、事故等で緊急を要すると市長が認めた場合に限り3月以内の期間10リットルにつき7円とする。
し尿処分手数料 （使用許可を与えられた市内の者）	7円	
し尿処分手数料 （使用許可を与えられた市外の者）	21円	
浄化槽汚泥等処分手数料 （使用許可を与えられた浄化槽清掃業者）	7円	

を

」

し尿収集運搬処分手数料	96円	10リットルにつき。ただし、
し尿処分手数料（使用許可を与えら	7円	

れた市内の者)		なる数量が100リットルに
し尿処分手数料(使用許可を与えられた市外の者)	21円	満たないときは、100リットルとみなす。また、し尿
浄化槽汚泥等処分手数料(使用許可を与えられた浄化槽清掃業者)	7円	処分手数料(使用許可を与えられた市外の者)に係るもので、事故等で緊急を要すると市長が認めた場合に限り3月以内の期間10リットルにつき7円とする。

に

改める。

第2条 登米市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表し尿収集運搬処分手数料の項中「96円」を「125円」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和5年10月1日から、第2条の規定は令和6年10月1日から施行する。

議案第 27 号

登米市基金条例の一部を改正する条例について

登米市基金条例（平成17年登米市条例第76号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年2月2日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市基金条例の一部を改正する条例

登米市基金条例（平成17年登米市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表(6)の項中「国民健康保険高額医療費」を「国民健康保険高額療養費」に、「貸付」を「貸付け」に、「31,500,000円」を「5,000,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年3月31日から施行する。

議案第 28 号

登米市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する 条例について

登米市子ども医療費の助成に関する条例（平成17年登米市条例第114号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年2月2日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

登米市子ども医療費の助成に関する条例（平成17年登米市条例第114号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「以後において最初に到来する9月30日」を「から子どもが18歳に達する日の属する年度の末日」に改め、同条中第3項及び第4項を削り、第5項を第3項とする。

第7条第1項中「又は第3項」を削る。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

議案第 29 号

登米市児童厚生施設条例の一部を改正する条例について

登米市児童厚生施設条例（平成17年登米市条例第115号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年2月2日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市児童厚生施設条例の一部を改正する条例

登米市児童厚生施設条例（平成17年登米市条例第115号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号の表迫立戸児童遊園の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 30 号

登米市登米地場産業振興の館条例の一部を改正する条例について

登米市登米地場産業振興の館条例（平成17年登米市条例第184号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年2月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市登米地場産業振興の館条例の一部を改正する条例
登米市登米地場産業振興の館条例（平成17年登米市条例第184号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

登米市とよま玄昌石の館条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 本市の特産品であったとよま玄昌石の歴史を後世に伝えるため、とよま玄昌石の館（以下「玄昌石の館」という。）を設置する。

第2条中「物産館等」を「玄昌石の館」に改め、同条の表登米物産館の項を削る。

第3条及び第4条を次のように改める。

（事業）

第3条 玄昌石の館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) とよま玄昌石等の展示及び紹介
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事業

（休館日及び開館時間）

第4条 玄昌石の館の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に定める場合は、休館日又は開館時間を変更することができる。

休館日	開館時間
12月28日から1月4日まで	午前9時から午後4時30分まで

第12条を第13条とする。

第11条中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号として次の1号を加える。

(1) 入場料を徴収しないこと。

第11条を第12条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条第2項中「別表第2」を「別表」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「物産館等」を「玄昌石の館」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「物産館等」を「玄昌石の館」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(入館料)

第5条 玄昌石の館の入館料は、無料とする。

別表第1を次のように改める。

別表（第8条関係）

使用の方法	使用料（1時間当たり）	
	市内の者の利用	他市町村の者の利用
入場料を徴収しない場合	110円	左記使用料の50パーセント増

別表第2を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 31 号

登米市道路占用料条例の一部を改正する条例について

登米市道路占用料条例（平成17年登米市条例第198号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年2月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市道路占用料条例の一部を改正する条例

登米市道路占用料条例（平成17年登米市条例第198号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	430
	第2種電柱		670
	第3種電柱		900
	第1種電話柱		390
	第2種電話柱		620
	第3種電話柱		850
	その他の柱類		39
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	2	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	380
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	230
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	780

	郵便差出箱及び信書便差出箱				330
	広告塔			表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	590
	その他のもの			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	780
法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0.07 メートル未満のもの			長さ 1 メートルにつき 1 年	16
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの				23
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの				35
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの				47
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの				70
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの				93
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの				160
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの				230
	外径が 1 メートル以上のもの				470
法第 32 条第 1 項第 3 号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第 2 条第 2 項第 5 号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する	地下に設けるもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	2
			その他のもの		8

		導線その他の線類			
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年		620
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	390
					地下に設けるもの
	その他のもの				780
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年		780
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	時価に0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		時価に0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		時価に0.007を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			290	
	地下に設ける通路			180	
その他のもの			780		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日		6
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月		59
道路法施行令（昭和27年政令第479号。	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月		59

以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	590
	標識		1本につき1年	620
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	6
		その他のもの	1本につき1月	59
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	6
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	59
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	590
その他のもの			290	
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	780
令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	時価に0.031を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	59
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1月	78
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	時価に0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの			時価に0.017を

			乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	時価に0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	時価に0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	時価に0.007を乗じて得た額
	その他のもの		時価に0.025を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき	時価に0.022を乗じて得た額
	その他のもの	1年	時価に0.015を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積1平方メートルにつき	時価に0.022を乗じて得た額
	その他のもの	1年	時価に0.015を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき	時価に0.022を乗じて得た額
	上空に設けるもの	1年	時価に0.022を乗じて得た額
	その他のもの		時価に0.031を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1平方メートルにつき	時価に0.025を乗じて得た額
		1年	
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき	時価に0.022を乗じて得た額
	上空に設けるもの	1年	時価に0.022を乗じて得た額
	その他のもの		時価に0.031を乗じて得た額
令第7条第14号に掲げる施設		占用面積1平方	時価に0.031を

	メートルにつき 1年	乗じて得た額
--	---------------	--------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の登米市道路占用料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日の前日までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

議案第 32 号

登米市下水道条例の一部を改正する条例について

登米市下水道条例（平成17年登米市条例第203号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年2月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市下水道条例の一部を改正する条例

登米市下水道条例（平成17年登米市条例第203号）の一部を次のように改正する。

第18条中「一使用月」を「1使用月」に、「超過使用料を」を「従量使用料の合計額を使用料として」に改め、同条の表を次のように改める。

区分	排出汚水量	金額
基本使用料		1,573円
従量使用料	1立方メートルを超え10立方メートルまで	1立方メートルにつき50円
	10立方メートルを超え50立方メートルまで	1立方メートルにつき217円
	50立方メートルを超え100立方メートルまで	1立方メートルにつき228円
	100立方メートルを超え400立方メートルまで	1立方メートルにつき232円
	400立方メートルを超えるもの	1立方メートルにつき244円

第20条の見出し中「、中止等」を削り、同条中「開始し、休止し、若しくは廃止し、又は休止した排水設備の使用を再開した」を「開始した」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から施行日以後に引き続く使

用について施行日以後最初に算定する使用料については、改正後の登米市下水道条例（以下「新条例」という。）第 18 条及び第 20 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 新条例第 18 条の表の適用については、施行日から令和 6 年 8 月 31 日までの間の使用に係る使用料（当該期間から引き続く使用について当該期間の経過後最初に算定する使用料を含む。）に限り、同表従量使用料の項中「50 円」とあるのは「26 円」と、「217 円」とあるのは「191 円」と、「228 円」とあるのは「201 円」と、「232 円」とあるのは「204 円」と、「244 円」とあるのは「214 円」とする。

議案第 33 号

登米市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

登米市水道事業給水条例（平成17年登米市条例第219号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年2月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市水道事業給水条例の一部を改正する条例

登米市水道事業給水条例（平成17年登米市条例第219号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「以上」を「を超えるもの」に改める。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第23条関係）

メーター口径（直径）	基本料金 （円／月）	従量料金		
		水量区分		水量単価 （円／m ³ ）
13ミリメートル 20ミリメートル	1,540円	A	1立方メートルを超え10立方メートルまで	168円
		B	10立方メートルを超え50立方メートルまで	277円
		C	50立方メートルを超えるもの	287円
25ミリメートル	27,830円	A	1立方メートルを超え100立方メートルまで	181円
30ミリメートル	37,950円	B	100立方メートルを超え400立方メートルまで	198円
40ミリメートル	44,330円	C	400立方メートルを超えるもの	218円
50ミリメートル	126,500円	A	1立方メートルを超え500立方メートルまで	181円
75ミリメートル	202,400円	B	500立方メートルを超え2,000立方	209円

			メートルまで	
		C	2,000立方メートルを超えるもの	229円
100ミリメートル	1,518,000円	A	1立方メートルを超え10,000立方メートルまで	基本料金に含む。
		B	10,000立方メートルを超え15,000立方メートルまで	119円
		C	15,000立方メートルを超え25,000立方メートルまで	129円
		D	25,000立方メートルを超えるもの	139円

別表第3中「口径」を「口径（直径）」に、

「	「
13mm	13ミリメートル
20mm	20ミリメートル
25mm	25ミリメートル
30mm	30ミリメートル
40mm	40ミリメートル
50mm	50ミリメートル
75mm	75ミリメートル
」	」

を

「100mm以上」を「100ミリメートル」に、「管理者が別に定める額」を「1,848,000円」に改め、同表に次のように加える。

100ミリメートルを超えるもの	管理者が別に定める額
-----------------	------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から施行日以後に引き続く使用について施行日以後最初に算定する料金については、改正後の登米市水道事業給水条例第23条第2項及び別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 34 号

登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例（平成17年登米市条例第220号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年2月2日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例（平成17年登米市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表登米市立登米市民病院の項中「内科 外科」を「内科 消化器内科 外科」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 35 号

登米市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について

登米市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成24年登米市条例第21号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年2月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

登米市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成24年登米市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「中小企業者に対する」を「中小企業者等に対する」に、「東日本大震災により被害を受けた中小企業者の事業の再生を支援すること」を「中小企業者等の振興及び地域経済の活性化に資すること」に改める。

第2条第1号中「中小企業者」を「中小企業者等」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 求償権 協会が、信用保証協会法第20条第1項第1号に掲げる債務の保証をした場合において、その保証に係る債務（以下「保証債務」という。）を履行することにより取得する中小企業者等に対する債権をいう。

(3) 求償権の放棄等 求償権の放棄又は不等価譲渡（求償権の金額に満たない額での譲渡をいう。）をいう。

第2条中第5号を削り、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 損失補償契約 市と協会との間の契約であって、協会が保証債務を履行した際に生じた損失に対して市が補償を行うことを定めたものをいう。

第3条を次のように改める。

（回収納付金を受け取る権利の放棄）

第3条 市長は、協会から損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等の申出があった場合において、当該求償権の放棄等が次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、中小企業者等の振興及び地域経済の活性化に資す

ると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第134条第2項に規定する認定支援機関が行う支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
- (2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第140条第1号の規定により出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
- (3) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う産業競争力強化法第140条第2号に掲げる業務により行われる支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
- (4) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号）第53条第1項第2号に規定する特定協定銀行である株式会社整理回収機構の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
- (5) 株式会社地域経済活性化支援機構が株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第25条第4項に規定する再生支援決定を行った中小企業者等に係る事業再生計画又は同法第32条の2第3項に規定する特定支援決定を行った中小企業者等に係る弁済計画
- (6) 産業競争力強化法第2条第20項に規定する特定認証紛争解決事業者が行う同条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画
- (7) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第19条第4項に規定する支援決定を行った中小企業者等に係る事業の再生に関する計画
- (8) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）第2条第3項に規定する特定調停（同法第17条第1項に規定する調停条項を定めたものを除く。）又は同法第20条において準用する民事調停法（昭和26年法律第222号）第17条に規定する決定に基づき策定された事業の再生に関する計画
- (9) 前各号に掲げるもののほか、中小企業者等の事業の再生の促進等に資する計画として市長が認めるもの

本則に次の2条を加える。

（議会への報告）

第4条 市長は、前条の規定により回収納付金を受け取る権利を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 36 号

登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年登米市条例第38号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年2月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年登米市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の

乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第11条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第15条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

- 2 改正後の登米市家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準を定める条例第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運用する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第 37 号

登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年登米市条例第39号）の一部を次のように改正するものとする。

令和5年2月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年登米市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 38 号

登米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例について

登米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年登米市条例第40号）の一部を次のように改正するものとする。

令和5年2月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

登米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年登米市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のた

めの移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の登米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第 39 号

字の区域を新たに画することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の区域内の字の区域を別紙のとおり新たに画するものとする。

令和5年2月2日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

変 更 調 書

新たに画する 字 名	左の区域に包含される区域	
	字 名	地 番
石越町北郷字 大袋東	石越町北郷 字小谷地	75 の 1、75 の 2、76、77 の 1 から 77 の 3 まで、78 から 80 まで、121、122 の 2 から 122 の 5 まで、122 の 9 から 122 の 12 まで、122 の 15 から 122 の 17 まで、122 の 19、123 の 2、123 の 3、157、158 の 1、159 の 1、159 の 3、160 の 2、160 の 3 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路 である公有地の一部
	若柳武鎗字 北下土手	120 の 2、121 の 2、123 の 2、124 から 126 まで、127 の 2、128、129 の 2、216 の 2、217、218 の 2、219 の 3、219 の 4、220 の 2 及びこれらの区域に隣接する 道路、水路である公有地の一部並びに 220 の 1 の地先 の水路である公有地の一部
	若柳武鎗字 南下土手	60 の 2、138 の 2、138 の 3、140 の 2 及びこれらの区 域に隣接する道路、水路である公有地の一部

議案第 40 号

市道路線の認定、廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項及び第10条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定、廃止することについて、同法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

○認定路線

路線番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
13248	谷地4号線	迫町北方字新谷地 244 番 2 地先 迫町北方字谷地 17 番 1 地先	
13297	田ノ尻・中沢線	迫町北方字紫雲山裏 1 番地先 迫町北方字田ノ尻 88 番 1 地先	
13312	下北浦6号線	迫町北方字下北浦 150 番地先 迫町北方字下北浦 160 番 2 地先	
13390	みやぎ県北佐沼北 側道1号線	迫町北方字田ノ尻 113 番 1 地先 迫町北方字田ノ尻 6 番 2 地先	
13391	みやぎ県北佐沼北 側道2号線	迫町北方字田ノ尻 112 番 2 地先 迫町北方字田ノ尻 10 番 1 地先	

認定路線

路線 番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
13392	みやぎ県北佐沼北 側道3号線	迫町北方字宮崎前 210 番 2 地先	迫町北方字田ノ尻 132 番 2 地先	
13393	みやぎ県北佐沼北 側道4号線	迫町北方字下北浦 164 番 2 地先	迫町北方字下北浦 163 番 1 地先	
30008	錦織・米谷線	東和町錦織字浅草 2 番 1 地先	東和町米谷字覚仙 2 番 1 地先	
30528	浅草・芝山線	東和町錦織字寺前 40 番 2 地先	東和町錦織字芝山 53 番 1 地先	
30545	宝林寺・寺前線	東和町錦織字芝山 32 番 1 地先	東和町錦織字浅草 1 番 3 地先	
44061	西細谷 11 号線	中田町石森字新細谷 274 番 1 地先	中田町石森字新細谷 273 番 1 地先	
44067	蟹甲 4 号線	中田町石森字新蟹甲 48 番 1 地先	中田町石森字新蟹甲 65 番地先	
45106	新境堀 2 号線	中田町石森字新境堀 207 番 1 地先	中田町石森字新境堀 198 番 1 地先	

認定路線

路線 番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
45117	新境堀 13 号線	中田町石森字新境堀 192 番 1 地先		
		中田町石森字新塚崎 55 番地先		
48137	みやぎ県北中田側 道 7 号線	中田町石森字新境堀 204 番 5 地先		
		中田町石森字新境堀 185 番地先		
48138	みやぎ県北中田側 道 8 号線	中田町石森字新細谷 244 番 1 地先		
		中田町石森字新細谷 264 番 2 地先		
48139	みやぎ県北中田側 道 9 号線	中田町石森字新細谷 242 番 4 地先		
		中田町石森字新細谷 260 番地先		
48140	みやぎ県北中田側 道 10 号線	中田町石森字蟹甲 79 番 17 地先		
		中田町石森字蟹甲 79 番 52 地先		
51010	白鳥線	豊里町十二沢 276 番地先		
		豊里町白鳥 1 番 20 地先		
53362	中谷岐 2 号線	豊里町中谷岐 86 番 3 地先		
		豊里町新中谷岐 24 番地先		
53372	中谷岐 7 号線	豊里町中谷岐 86 番 2 地先		
		豊里町新中谷岐 11 番 1 地先		

認定路線

路線 番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
60309	的場5号線	米山町西野字新遠田79番地先		
		米山町西野字新八反口169番地先		
70070	石越駅前線	石越町南郷字小谷地前235番地先		
		石越町南郷字西門沖3番2地先		
70439	新吉地8号線	石越町東郷字上新田244番1地先		
		石越町南郷字新吉地130番地先		

○廃止路線

路線 番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
13297	田ノ尻・中沢線	迫町北方字紫雲山裏1番地先		
		迫町北方字田ノ尻112番1地先		
13312	下北浦6号線	迫町北方字下北浦150番地先		
		迫町北方字下北浦161番1地先		
30008	錦織・米谷線	東和町錦織字堀の内36番1地先		
		東和町米谷字根廻二号207番地先		
30545	宝林寺・寺前線	東和町錦織字芝山31番地先		
		東和町錦織字寺前39番2地先		

廃止路線

路線 番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
44061	西細谷 11 号線	中田町石森字新蟹甲 264 番地先	中田町石森字新蟹甲 273 番地先	
44062	西細谷 12 号線	中田町石森字新蟹甲 264 番地先	中田町石森字新蟹甲 266 番地先	
44067	蟹甲 4 号線	中田町石森字蟹甲 79 番 16 地先	中田町石森字新蟹甲 43 番地先	
45106	新境堀 2 号線	中田町石森字新境堀 208 番 1 地先	中田町石森字新塚崎 55 番地先	
45115	新境堀 11 号線	中田町石森字新境堀 275 番地先	中田町石森字新境堀 277 番地先	
53362	中谷岐 2 号線	豊里町新中谷岐 27 番地先	豊里町新中谷岐 9 番 1 地先	
60309	的場 5 号線	米山町西野字新遠田 72 番地先	米山町西野字新八反口 242 番地先	
70070	石越駅前線	石越町南郷字小谷地前 234 番 5 地先	石越町南郷字西門沖 276 番 2 地先	

議案第 41 号

令和 4 年度登米市病院事業会計資本剰余金の処分について

令和 4 年度登米市病院事業会計のうち、他会計負担金をもって貸し付けた奨学金に係る償還免除引当金の計上により発生する損失について、他会計負担金を源泉とする資本剰余金4,800,000円をもって補填するため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 2 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

1 引当金計上する貸付金

(単位：円)

名称	貸付年度	貸付金額	資本剰余金	帳簿残高
看護師奨学金貸付金	令和 4 年度	4,800,000	4,800,000	4,800,000

2 資本剰余金を処分する日付

令和 5 年 3 月 31 日